

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第2次野辺地町地球温暖化対策実行計画

平成24年度～平成32年度

平成24年3月

青森県 野辺地町

目 次

第 1 章	計画の基本的な事項	1	～	2
1.	計画策定の背景			
2.	計画の目的			
3.	基準年度・計画期間・目標年度			
4.	対象範囲			
5.	対象とする温室効果ガス			
第 2 章	温室効果ガス排出の状況	3	～	4
1.	エネルギー消費の状況			
2.	二酸化炭素排出の状況			
第 3 章	実行計画の目標	5		
1.	温室効果ガスの排出削減目標			
2.	削減目標値の設定の考え方			
第 4 章	具体的な取組み	6	～	8
1.	直接的な効果に対する取組み			
2.	間接的な効果に対する取組み			
第 5 章	計画推進に向けた取組み	9		
1.	実行計画の推進体制			
2.	実行計画の調査、集計、解析、見直し			
3.	実行計画の公表			
4.	実行計画の推進と波及			

本実行計画は、平成 14 年 3 月に策定した「野辺地町地球温暖化対策実行計画」の計画年度（平成 14 年度から平成 18 年度）の経過に伴い、『第 2 次野辺地町地球温暖化実行計画』として関係法令に基づき策定します。

【第1章】 計画の基本的な事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象と定義されています。

地球温暖化の現状とその影響として、政府間機構である『気候変動に関する政府間パネル（略称：I P C C）』が2007年(平成19年)に公表した「第4次評価報告書（要約）」では、気候システムの温暖化には疑う余地がないとし、20世紀半ば以降に観測された全球平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が高いと報告されています。

また、報告書では現在の政策を継続した場合、世界の温室効果ガス排出量は今後二、三十年増加し続け、その結果、20世紀に観測されたものより大規模な温暖化がもたらされ地球の平均地上気温は、1990年から2100年までの間に1.1℃～6.4℃上昇すると予想しています。

日本に与える地球温暖化の影響について、独立行政法人国立環境研究所が知見をまとめ発表（平成17年1月）した中で「経済重視で国際化が進むと仮定したシナリオ」では、1971年から2000年と比較した場合の2071年から2100年の気候や影響の予測は次の通りです。

- 夏（6～8月）の日平均気温は4.2℃、日最高気温は4.4℃上昇し降水量は19%増加
- 真夏日の日数は平均で約70日程度増加、100mm以上の豪雨日数も平均的に増加
- 動植物等の生態系の影響範囲、程度がともに大きくなります
- 熱中症患者の増加、大気汚染や水質汚染等の環境問題への影響、スキー産業等への影響の拡大、深刻化

この様に、地球温暖化は日本をはじめ地球全体の環境等に深刻な影響を及ぼすものであることから、温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題となっています。

我が国では法が施行され、都道府県及び市町村はその事務事業に関し、京都議定書目標達成計画に即し、温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画（地球温暖化対策実行計画）を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられています。

【第1章】 計画の基本的な事項

2. 計画の目的

本計画は、法第20条の3第1項に規定され都道府県及び市町村に策定が義務付けられている地球温暖化対策実行計画（以下、「実行計画」という。）に基づくほか、当町が平成23年3月に策定した『第5次野辺地町まちづくり総合計画』における地球環境保全対策の推進として「町全体での地球温暖化防止に取り組む」に即し、本計画を策定します。

計画は、町役場も一事業所とし、行政自らが積極的に温室効果ガスの抑制に努め、住民や町内事業所の規範となり地球温暖化防止に取り組むために、『町の事務及び事業』に関し温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を目的とします。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

《基準年度》

把握可能な直近年度が望まれるが、平成23年3月に発生した東日本大震災による大規模な停電や燃料不足が生じたことを考慮し、平成21年度を基準年度とします。

《計画期間》

平成24年度から平成32年度までの9ヵ年とします。（町総合計画の基本構想期間）

《目標年度》

計画期間の最終年度である平成32年度とします。

ただし、町総合計画の精査（見直し）の機会や実施状況、技術進歩、社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行うことが出来るものとします。

4. 対象範囲

野辺地町のすべての行政事務・事業とし出先機関等を含めた組織及び施設を対象とします。ただし、外部団体が実施している一部の事務事業は除きます。

庁 舎 関 係：役場庁舎／健康増進センター

観 光 施 設：観光物産PRセンター／愛宕公園／野辺地海浜公園／あったかハウスまかどの森
柴崎地区健康レクリエーション施設

廃 棄 物 施 設：一般廃棄物最終処分場

公 用 車：全公用車

学 校 施 設：小中学校／学校給食共同調理場

社会教育施設：勤労青少年ホーム（体育センター含）／愛宕コミュニティセンター
有戸学習等供用センター／中央公民館（図書館含）／馬門公民館／町立体育館
サン・ビレッジのへじ（室内温水プール）／運動公園／歴史民俗資料館

5. 対象とする温室効果ガス

法で規定する6種類の温室効果ガスのうち、『二酸化炭素』を対象とします。

【第2章】 温室効果ガス排出の状況

1. エネルギー消費の状況

平成21年度（基準年度）のエネルギー消費量について図1および図2に示します。

図1：町事務及び事業におけるエネルギー消費の状況

平成21年度 (基準年度)	電 気	A 重油	灯 油	ガソリン	軽 油	LP ガス
	(kWh)	(L)	(L)	(L)	(L)	(m³)
	1,599,420	396,100	54,313	17,006	33,686	860.4

図2：町事務及び事業におけるエネルギー消費の内訳（施設等別）

施設名等	電気	A重油	灯油	ガソリン	軽油	LPガス
	(kWh)	(L)	(L)	(L)	(L)	(m³)
役場庁舎	218,038	0	22,189	0	0	84.3
健康増進センター	58,229	0	8,960	0	0	16.5
庁舎関係の計	276,267	0	31,149	0	0	100.8
観光物産PRセンター	95,155	13,500	76	0	0	0.0
愛宕公園	14,138	0	0	0	0	0.0
のへじ海浜公園	6,701	0	408	0	0	0.0
あったかハウスまかどの森	11,231	0	2,355	0	1,376	10.0
柴崎地区観光レクリエーション施設	22,024	0	1,020	0	0	33.9
観光施設の計	149,249	13,500	3,859	0	1,376	43.9
一般廃棄物最終処分場(施設)	113,799	0	1,425	0	0	16.6
廃棄物施設の計	113,799	0	1,425	0	0	16.6
公用車(管財課) 19台	0	0	0	10,686	8,277	0.0
公用車(産業観光振興課)	0	0	0	1,276	0	0.0
公用車(健康増進センター) 6台	0	0	0	1,662	0	0.0
公用車(廃棄物処理関係)	0	0	0	869	1,160	0.0
公用車(建設環境課)	0	0	0	1,818	21,751	0.0
公用車の計	0	0	0	16,311	31,188	0.0
野辺地小学校	111,778	47,000	3,014	265	84	39.1
若葉小学校	93,268	38,000	766	40	74	24.1
馬門小学校	48,997	28,000	966	0	0	19.4
野辺地中学校	136,058	64,000	4,030	50	0	65.4
学校給食共同調理場	143,251	78,000	199	262	964	291.2
学校施設の計	533,352	255,000	8,975	617	1,122	439.2
勤労青少年ホーム/体育センター	22,208	1,200	696	0	0	7.1
愛宕コミュニティセンター	6,180	0	614	0	0	6.4
有戸学習等供用センター	3,365	400	0	0	0	4.9
中央公民館(図書館含む)	117,981	42,000	0	0	0	206.0
馬門公民館	17,275	0	1,325	0	0	30.5
町立体育館	137,363	0	4,666	0	0	0.0
サン・ビレッジのへじ	194,833	84,000	0	0	0	0.0
運動公園	10,291	0	0	78	0	0.0
歴史民俗資料館	17,257	0	1,604	0	0	5.0
社会教育施設の計	526,753	127,600	8,905	78	0	259.9

【第2章】 温室効果ガス排出の状況

2. 二酸化炭素排出の状況

平成21年度（基準年度）の二酸化炭素排出量及び排出率を、施設等別（図3及び図4）並びにエネルギー別（図5及び図6）で示します。

施設等別	二酸化炭素排出量
	kg-CO2
庁舎関係	207,140
観光施設	119,724
廃棄物施設	56,855
公用車	118,488
学校施設	968,557
社会教育施設	615,399
合 計	2,086,163

図3：施設等別 CO2 排出量

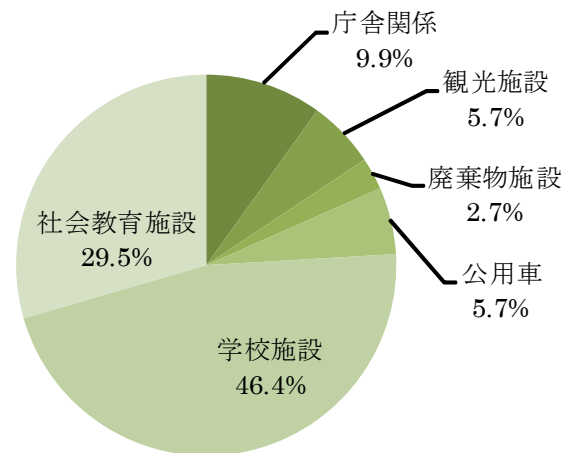


図4：施設等別 CO2 排出率

注意：排出率の合計は、四捨五入の関係で100%にならない。

燃料別	二酸化炭素排出量
	kg-CO2
電 気	748,529
A 重 油	1,073,284
灯 油	135,211
L P ガ ス	2,580
ガ ソ リ ン	39,482
軽 油	87,077
合 計	2,086,163

図5：エネルギー別 CO2 排出量

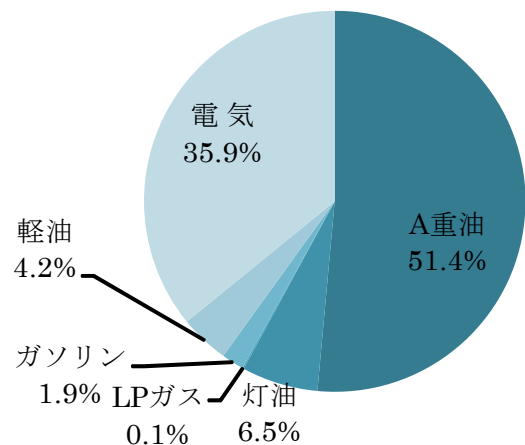


図6：エネルギー別 CO2 排出率

二酸化炭素の排出の大きい施設は、A重油を大量に使用する施設となっています。

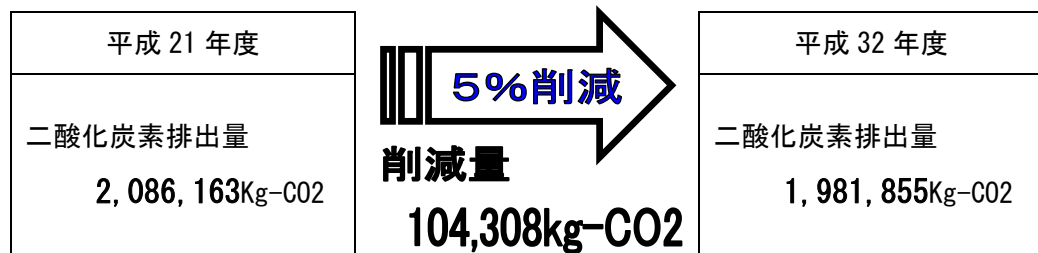
消費するエネルギー別にみると、電気消費に伴うもの35.9%、A重油51.4%と、これらで全体の87.3%を占めています。次いで、灯油、軽油、となっており、ガソリンやLPガスによるものはわずかとなっています。

A重油は主に暖房用に使用されていることから、地域特性による二酸化炭素の排出とも言えるものです。

【第3章】 実行計画の目標

1. 温室効果ガスの排出削減目標

対象とした『二酸化炭素』の排出削減目標は、計画期間の最終年である平成 32 年度までに年間 5 %の削減を目標とします。



2. 削減目標値設定の考え方

当町では、財政再建および野辺地町地域省エネルギービジョン（平成 19 年 2 月）策定後の行動として、基準年度以前から省エネに取り組み二酸化炭素の排出削減に努めていることから大幅な削減は望めないことが想定されるため、次章においては継続的な事項を含めた削減に取り組むこととし目標を設定することとします。

また、電気については、東北電力が毎年公表する係数の値の影響を受けるものであり、現状から想定されるものとし、原子力発電施設の停止を受け化石燃料を使用する火力発電施設における発電量が多くなった場合は、高い値の係数が設定されこれに伴い二酸化炭素排出量が増加することが見込まれるが、基準年以降に健康増進センターに設置（平成 23 年 3 月）した太陽光発電設備による削減効果（見込削減量 5,000～6,000kg-CO2/年）も期待できることから『5 %削減』を目標とするものです。

【第4章】 具 体 的 な 取 組 み

目標達成のために以下の取組み（継続含）を行うものとし、職員各々の行動が目標達成に繋がることを認識し示した取組み以外においても、工夫と自主性を持って率先して行うこととします。ただし、取組みにあたってはサービスの著しい低下に繋がらない範囲で行うものとし、また、大きな効果を得ることができる「再生可能エネルギーの導入」に向けて、常に調査検討を行うものとし、

1. 直接的な効果に対する取組み

(1) 電気使用量の削減

照明関係	・ 昼休みは消灯する。 ・ 勤務（時間外含）時の必要な照明以外は消灯するほか、日中は天候や場所等を考慮し消すあるいは間引き照明にする。 ・ トイレや給湯室、会議室等の共有場所は利用（担当）者が消灯する。 ・ 会議等を利用する場合は、可能な限り開始直前に点灯する。 ・ 蛍光管の清掃を定期的に行う。 ・ 改修時は省エネタイプの機器を選択する。
OA機器	・ 時間を問わず不必要な電気機器の電源を切る。 ・ 省電力機能や節電機能を利用する。 ・ パソコン等は個人若しくは課内で管理し省エネに努める。
家電製品	・ 私物家電製品は可能な限り持ち込まない。 ・ 長時間使用しないときはプラグを抜く。（待機電力の削減） ・ 電気ポットなど多電力消費機器の使用を控える。 ・ 家電製品の買い替えは省エネタイプを選択する。
定時退庁	・ 計画的かつ効率的な事務処理に努め定時退庁に努める。 ・ 事務改善により、時間外勤務を削減する。

(2) A重油使用量の削減

効率運転	・ 使用状況や室内温度をこまめに確認し効率的な運転をする。 ・ ボイラーは適正温度の設定に努める。 ・ 閉館や学校においては帰宅等の時間を考慮した運転に努める。
設備管理	・ 更新時は省エネタイプ若しくは新エネ（代替エネ）の選択を検討する。 ・ 定期的に点検や清掃を行う。

【第4章】 具 体 的 な 取 組 み

（３）ＬＰガス使用量の削減

適正使用	・湯温は出来る限り低温で使用する。 ・お湯の流しっぱなしはしない。
------	--

（４）灯油使用量の削減

効率運転	・利用状況や室内温度をこまめに確認し適正温度の設定に努める。 ・退庁、閉館等の時間を考慮した運転に努める。（数分前の消火）
設備管理	・更新時は省エネタイプ若しくは新エネ（代替エネ）の選択を検討する。 ・定期的に点検や清掃を行う。

（５）公用車の燃料使用量の削減

走行距離	・出張時は事前に行き先を確認し無駄のないルートとする。 ・近場であれば徒歩若しくは自転車を利用する。
適正使用	・出張等においては相乗りを励行する。 ・急発進、急停止、急加速をしない。 ・無用なアイドリングはしない。 ・必要以上の暖機運転はしない。 ・不要な荷物は積まずに燃料の向上を図る。 ・エアコンは適正に使用する。
低公害車	・更新時は、可能な限り低公害車並びに燃費に配慮し購入する。

（６）吸収作用の保全及び強化

保全強化	・町有林および施設の樹木の適正管理に努める。 ・計画性を持った植樹や草花の植栽に努める。
------	---

【第4章】 具 体 的 な 取 組 み

2. 間接的な効果に対する取組み

(1) 水道水使用量の削減

適正使用	・トイレ、給湯室などは日常的に節水を励行する。 ・トイレ等に節水に関する表示をするなどで、来庁者や施設利用者への協力を呼びかける。
------	--

(2) コピー用紙使用量の削減

コピー機	・ミスコピーの抑制として、コピー前にリセットボタンを押す、また複数枚のコピーは試し刷りで内容を確認してから行う。 ・コピー用紙の抑制として、両面コピーや裏面の利用を推進する。
プリンタ	・プリントする前に、画面上で内容を確認する。 ・両面印刷や「2 in 1（2 ページ分を 1 ページに）」印刷、裏面の利用を推進する。

(3) 物品調達による削減

物品調達	・環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）に基づく物品の調達に努める。（グリーン購入法第 10 条）
------	---

(4) 廃棄物排出量の削減

3 R 推進	3 R〔リデュース：抑制〕〔リユース：再使用〕〔リサイクル：再資源化〕 ・簡素化や工夫で廃棄物になるものを減らす。 ・不要な物品がある場合は、他課等に呼びかけるなどで有効利用を図る。 ・資源回収箱（各庁舎廊下に設置）を活用する。 ・紙の裏面を有効利用する。 ・使用済みの封筒は再利用する。 ・出来る限り、詰め替え可能なものを購入（利用）する。
--------	---

【第5章】 計画推進に向けた取組み

1. 実行計画の推進体制

本実行計画は、新・省エネルギーを主管する課が事務局を努め計画の着実な推進と進行管理を行うものとします。

また、計画の実効性を高めるため、課長職が推進責任者として取組みを推進します。

2. 実行計画の調査、集計、解析、見直し

事務局は、進行状況の調査及び集計、解析を行い必要に応じて実施状況を庁議に報告し見直し等を行います。

3. 実行計画の公表

実行計画の取組み内容や目標達成状況等について、年度毎に事務局が取りまとめ広報媒体を活用し公表します。

4. 実行計画の推進と波及

職員が実行計画を推進することに合わせて、住民への波及を図るための事業を検討し実施することにより、町全体での地球温暖化対策を図るものとします。